

第 2 期・長期モニタリング計画の策定について（案）

課題 1

現行計画で設定しているモニタリング項目の評価基準には、遺産管理の努力では達成困難なものが含まれる。何を評価の対象として、どういう観点で評価するか等の整理が必要。

（対応状況）

「モニタリング項目をどう評価するか」ではなく、「評価対象をどのようなモニタリング項目で評価するか」という視点から、以下のように計画の枠組みを再整理。（資料 3-2 参照）

- ①評価の対象及び観点を「保全状況（状態）」、「環境圧力・環境圧力（状態や動向）」及び「管理/対策」に区分した上で、これらを実評価するための「評価項目」を設定。
- ②評価項目ごとに、その評価基準・評価の考え方等を整理。
- ③以上を踏まえ、各 WG/AP にて現行計画のモニタリング内容を基本として、
 - ▶モニタリング項目ごとの評価基準について、評価項目との対応関係を見直し。
 - ▶「評価に用いるモニタリング項目」又は「関連するモニタリング項目（直接的な評価には用いないが評価に当たり参考とする項目）」として再整理。
 - ▶気候変動又は気候変動による遺産価値への影響の指標として把握すべき対象を検討。

（本委員会での確認事項）

- ・資料 3-2 のうち、特に各 WG/AP にて検討された「評価指標」及び「評価に用いるモニタリング項目」についてご確認いただきたい。

（今後の方針）

- ・本委員会で整理された内容を第 2 期・長期モニタリング計画として、計画に基づくモニタリング調査を令和 4 年度から開始（基本的に既存のモニタリング調査は継続実施）。
- ・第 2 期計画において新たに設定したモニタリング項目は、令和 4 年度からその調査手法の検討及び試行調査を開始。
- ・モニタリング項目ごとの評価基準が一部未整理の状態であるため、各 WG/AP にて継続検討。

課題 2

レクリエーション利用による自然環境への影響の有無・程度など、複数の WG/AP で横断的に評価すべき内容について、評価手法（評価の手順など）が定まっていない。

（対応状況）

- ・主にエコツーリズム・適正利用 WG において議論を行い、今後の対応案について整理した。

（本委員会での確認事項）

- ・複数の WG/AP が横断的に評価すべき評価項目に関して、どのような体制で評価すべきか。
 - 案 1：関連する WG/AP の合同開催にて検討
 - 案 2：関連する WG/AP から評価担当を複数名選定して検討
 - 案 3：科学委員会にて検討
 - 案 4：主となる WG/AP にて検討し、副となる WG/AP でも検討

（今後の方針）

- ・本委員会で整理された内容も踏まえ総合評価の手法等を継続検討。

課題 3

各モニタリング項目の評価結果を束ねて総合評価（5段階評価）を行うという手法そのものについて、再検討が必要。

（対応状況）

- ・新たな計画の枠組みにおいては、評価項目ごとに、その評価基準・評価の考え方等を整理した。

（今後の方針）

- ・各評価項目のより具体的な評価基準及び総合評価の手法等について、引き続き検討し、令和 4 年度中のとりまとめを目指す。
- ・検討結果に基づき、第 2 期計画の 5 年目（2026 年度(令和 8 年度)）に中間評価、10 年目（2031 年度(令和 13 年度)）に総合評価を実施予定。